

資料 1

1) 交通運輸関係

<法令>

道路交通法 昭和 35 年 6 月 23 日 法律第 105 号(平成 9 年 5 月 1 日法律第 41 号改正現在)
第 14 条第 1, 2 項、第 71 条

- ① 目が見えない者（目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。）は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない。
- ② 目が見えない者以外の者（耳が聞こえない者及び政令で定める程度の身体の障害のある者を除く。）は、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて道路を通行してはならない。
- ③ 児童（六歳以上十三歳未満の者をいう。以下同じ。）若しくは幼児（六歳未満の者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者は、交通のひんばんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯させ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないで幼児を歩行させてはならない。
- ④ 児童又は幼児が小学校又は幼稚園に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるようにつとめなければならない。
- ⑤ 高齢の歩行者でその通行に支障のある者が道路を横断し、又は横断しようとしている場合において、当該歩行者から申出があったときその他必要があると認められたときは、警察官等その他その場所に居合わせた者は、誘導、合図その他適当な措置をとることにより、当該歩行者が安全に道路を横断することができるようにつとめなければならない。

道路交通法施行令 昭和 35 年 10 月 11 日制令第 270 号（平成 9 年 9 月 25 日制令第 300 号改正現在）第 8 条第 1 5 項（目が見えない者等の保護）

- ① 法令第十四条第一項及び第二項の政令で定めるつえは白色又は黄色のつえとする。
- ② 法第十四条第一項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする民法（明治二十九年法律第八十八号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十九条第一項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したものが盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認めた犬で、総理府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。
- ③ 前項の指定の手續その他の同項の指定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
- ④ 法第十四条第二項の政令で定める程度の身体の障害は、道路の通行に著しい支障がある程度の肢体不自由、視覚障害、聴覚障害及び平衡機能障害とする。
- ⑤ 法第十四条第二項の政令で定める用具は、第二項に規定する用具又は形状及び色彩がこれに類似する用具とする。

第 14 条第 1 5 項

（目が見えない者、幼児、幼児、高齢者等の保護）

道路交通法施行規則 昭和35年12月1日総理府令第60号(平成9年8月20日総理
道路交通法施行規則 第五条の二

(盲導犬の用具)

第五条の二 令第八条第二項の総理府令で定める用具は、白色又は黄色の別図の形状のものとする。〔本条追加・昭五三総府令三七〕

別 図 (第五条の二関係)

備考 掲示の長さの単位は、センチメートルとする。

〔追加・昭和53総令37〕府令第48号改正現在) 第5条の2

旅客自動車運送事業など運輸規則 昭和31年8月1日運輸省令第44号(平成9年3月18
日運輸省令第13号改正現在) 第13条、第52条(平2運令23・改称)

(物品の持込制限)

第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自

動車内に持ち込んで서는ならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

一 火薬類(火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の火薬類をいう。ただし、五十発以内の実包及び空包であって、弾帯又は薬ごうに挿入してあるものを除く。)

二 百グラムを超える玩具用煙火

三 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体(喫煙用ライター及び懐炉に使用しているものを除く。)

四 百グラムを超えるフィルムその他のセルロイド類(ニトロ・セルローズを主材とした生地製品、半製品及びくずをいう。)

五 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質

六 放射性物質等(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第百六十七号)第二条第二項の放射性同位元素及びそれによって汚染された物であってその放射能濃度が七十四ベクレル毎グラム以上のもの並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第二条第二項の核燃料物質及びそれによって汚染された物をいう。)

七 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質

八 高圧ガス(高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の高圧ガスをいう。ただし、消火器内に封入した炭酸ガス及び医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。)

九 クロロ・ピクリン、メチル・クロライド、液体青酸、クロロ・ホルム、ホルマリンその他の有毒

ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質

十 五百グラムを超えるマツチ

十一 電池(乾電池を除く。)

十二 死体

十三 動物(盲導犬及び愛玩用の小動物を除く。)

十四 事業用自動車の通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの

十五 前各号に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は車室を著しく汚損するおそれのあるもの

(昭三三運令一六・昭五二運令三四・昭五三運令七四・昭六一運令二九・平元運令

五・一部改正、平二運令二三・旧第三十六条線下・一部改正、平九運令一二・一部改正)

空港管理規則 昭和 27 年 7 月 3 日 運輸省令第 4 4 号

(禁止行為)

第十八条 空港においては、左の行為を行つてはならない。

一 標札、標識、芝生その他空港の施設又は駐車中の車両を、き損し、又は汚損すること。

二 定められた場所以外の場所に、ごみその他のものを遺棄すること。

三 空港事務所長の承認を受けないで、武器、爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること(公用者、施設の利用者又は営業者が、その業務又は営業のためにする場合を除く。)

四 空港事務所長の承認を受けないで、裸火を使用すること。

五 航空機、発動機、プロペラその他の機器を清掃する場合には、野外又は消火設備のある耐火性作業所以外の場所で、可燃性又は揮発性液体を使用すること。

六 空港事務所長の特に定める区域以外の場所に、可燃性の液体、ガスその他これに類する物件を保管し、又は貯蔵すること(空港事務所長の承認した場合又は航空機にそのために設備された容器に入れて、機内に保管する場合を除く。)

七 空港事務所長が喫煙を禁止する場所において、喫煙すること。

八 給油又は排油作業中の航空機から、三〇メートル以内の場所で喫煙すること。

九 給油若しくは排油作業、整備又は試運転中の航空機から三〇メートル以内の場所に立ち入ること(その作業に従事する者を除く。)

十 空港事務所長の定める条件を具備する建物内の耐火及び通風設備のある室以外の場所で、ドープ塗料の塗布作業を行うこと。

十一 格納庫その他の建物の床を清掃する場合に、揮発性可燃物を使用すること。

十二 油の浸みたぼろその他これに類するものを、適当な金属性容器以外に遺棄すること。

十三 本来の目的に使用される盲導犬を除き、動物をつれてターミナル・ビル及び制限区域に立ち入ること。

十四 前各号の外、秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(昭31運令73・昭42運令76・一部改正)

<告示、通達>

標準運送約款 昭和61年5月26日運輸省告示第252号(平成7年3月23日運輸省告示第207号改正現在)第4条

***盲導犬を連れた盲人の乗り合いバス乗車について(昭和53年3月27日 自旅第105号の2)**(社団法人日本バス協会会長あて 運輸省自動車局長通知)

標記については、安全かつ円滑な実施を確保するため、貴協会の協力を得て関係者間で協議を行ってきた結果、今後下記のような基準で運用することが適当であるとの結論に達しましたので、関係者すべての理解と協力を得てその円滑な実施を図るよう、貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いいたします。

記

- 1 盲導犬であることの証明書を携帯し、盲導犬にハーネスを装着していること。
- 2 車内では一般乗客の乗降等に支障のない場所に着席すること。
- 3 当該路線に常時乗車していること等により一般乗客の理解が得られている場合以外は、原則として盲導犬に口輪を装着すること。
- 4 社内放送、掲示等により安全かつ円滑な輸送の確保について周知徹底に努めること。 注 昭和53年3月27日自旅第105号2運輸省自動車局長通知は、昭和61年3月31日を持って廃止され、現在標記については昭和61年2月19日付け地第22号の2により運用されている。(参考2を参照)。(参考2)

盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について(昭和61年2月19日 地自第22号の2)(社団法人日本バス協会会長あて 運輸省地域交通局長通知)

標記については、昭和53年3月27日付け自旅第105号の2に基づき、貴協会の理解と協力を得てその円滑な実施が図られているところであるが、盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車の機会が多くなっていることに鑑み、今後下記の基準で運用することとしたので、この取扱について円滑な実施を図るとともに、盲人の乗合バス乗車について車内放送、指示等により安全かつ円滑な輸送の確保について周知徹底されるようお願いいたします。

記

I 取扱い基準

- 1 盲導犬であることの証明書及び口輪を擁持し、盲導犬はハーネスを装着していること。
- 2 車内では一般乗客の乗降等に支障のない場所に着席すること。
- 3 盲導犬には口輪の装着を必要としないこと。但し、車内混雑時等一般乗客の理解が得られない場合は、必要に応じ、装着を求めること。

II 実施時期等

- 1 本件取扱いは、昭和61年4月1日から実施する。
- 2 昭和53年3月27日付け自旅第105号の2「盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について」は昭和61年3月31日をもって廃止する。○車いす利用者及び盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について(昭和53年4月10日 社更第38号の1)(各都道府県知事、指定都市市長あて)(厚生省社会局長、厚生省自動家庭局長通知)標記について、今般、別添(写)のとおり運輸省自動車局長から社団法人日本バス協会会長あて通知されたので、御了知ありたい。なお、今回の措置によって、かねてより車いす利用者及び盲導犬を連れた盲人から要望されていた乗合バス乗車が実現することになるものであるが、これが円滑に実施されるためには、国民一般の理解と協力はもとより、当該身体障害者自身の自覚も必要であるので、貴職におか

れても、本件の趣旨について管下の関係機関、身体障害(児)者団体等への周知徹底方御配慮願いたい。

車いす利用者の乗合バス乗車について(昭和53年3月27日 自車第286号の2、自旅第104号の2)(社団法人日本バス協会会長あて 運輸省自動車局長通知)

標記については、安全かつ円滑な実施を確保するため、実車試験を行う等貴協会の協力を得て関係者間で協議を行ってきた結果、当面、下記のような基準で実施することが適当であると結論に達しましたので、関係者すべての理解と協力を得てその円滑な実施を図るよう、貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いいたします。なお、バス車両の改善等長期的対策については、さらに関係者間で協議していくこととしているので、貴協会におかれても必要な検討を進められるようお願いいたします。

記

- 1 車いすを折りたたまずに乗車できる車両は、無理なく乗降できる幅(有効幅概ね80 cm以上)の乗降口を有し、車内において通路、非常口等をふさぐおそ身孔のない車両としステッカー等により明示すること。
- 2 乗降等に必要な介護者が同伴していること。
- 3 車内において通路等をふさぐおそれのない固定場所を車両ごとにあらかじめ定めておくこと。
- 4 車いすを固定するためのバンド等を車内に備えておくこと。
- 5 車いすは、車内では固定場所においてブレーキをかけた上、バンド等により固定することとし、狭い車両については、車いすを折りたたんで乗降することとし、車内においては、原則として座席を使用すること。
- 7 車内放送、掲示等により安全かつ円滑な輸送の確保について周知徹底に努めること。

盲導犬を連れている視覚障害者のタクシー乗車について 平成9年6月11日自旅第97号の2 各地方運輸局長・沖縄総合事務局長宛自動車交通局長通達(全国乗用自動車連合会会長、全国個人タクシー協会会長宛に出された協力依頼についての伝達)

盲導犬をつれている視覚障害者のタクシーの乗車について(自動車交通局)

視覚障害者の関係団体等から盲導犬をつれている場合に乗車拒否される事例があるとの指摘がありましたが、本来、視覚障害者が盲導犬を連れて利用する場合には、道路運送法第13条及び旅客自動車運送事業等運輸規則第52条の規定により、運送の引き受けの拒絶が出来ないことになっています。

盲導犬は、特別の訓練を受け視覚障害者の自立を促進する重要な手段となっていることからしますと、盲導犬のために乗車拒否が生じることは、大変遺憾なことであります。従って、改めて盲導犬の役割を含め乗車拒否の防止について乗務員に対し指導教育に努めるよう貴協会傘下会員に対し周知をおねがいたします。

2) 施設利用に関して

<通知、協力依頼>

*国民宿舎など休養施設の管理運営について 昭和55年9月4日環自施第344号 各都道府県主管部長宛環境庁自然保護局施設整備課長通知

身体障害者のホテル・旅館などの利用について 平成3年4月18日国振95号

各宿泊業界団体宛運輸省運輸政策局観光部長からの協力依頼 社団法人日本観光旅館連盟
会長 運輸省国際運輸・観光局観光部 身体障害者のホテル・旅館等の利用について

標記について、ホテル・旅館業等の公共的性格に鑑み、従来より、貴連盟に対しできる限り便宜を図るよう指導方お願いしてきたところであるが、近時観光に対するニーズの増大に伴い、身体障害者のホテル・旅館等の利用機会もまた増大している状況にある。このような事態に適切に対応するため、これらに留意され特段の配慮をされるよう、貴連盟会員に対し周知徹底のうえ指導方よろしくお願ひします

記

1. 視覚障害者の施設利用について、ハーネス（引具）を装着した盲導犬（道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項に規定する政令で定めるものをいう。）又は介添者に伴うときには、他の利用客の利用にも配慮しつつ、積極的にその受け入れに努めること。

2. 車椅子利用者の施設利用について、その便宜を図るため、車椅子用トイレ、スロープ等、車椅子使用のための施設の改善に努めること。

3. 身体障害者がホテル・旅館等の施設を利用するときの料金について、他の利用客と差別しないよう努めること。

4. 上記1.～3.までの措置をとるに当たっては、身体障害者の方々と十分協議し、また、実施が困難な点については、これらの人々の理解を得るよう努めること。

5. 上記1.～3.までの措置をとった場合には、市民の理解を深める等の理由からその旨周知させるよう努めること。

盲導犬を伴う視覚障害者の旅館、飲食店などの利用について 平成元年6月5日社更第82号 都道府県知事、指定都市市長宛厚生省社会局通知

視覚障害者の社会参加については、かねてより、盲人安全つえの交付、ガイドヘルパーの派遣等とともに、盲導犬育成事業の推進につき種々ご配慮を煩わせているところである。盲導犬については、視覚障害者の移動を助ける役割を担っていることはもちろん、その訓練に当たっては、排泄等についても厳しくしつけられており、その衛生上、安全上等の問題においてもいわゆるペット動物の帯同とは異なること等について、既に貴管下関係部（局）長に対し、「盲導犬を伴う視覚障害者の旅館、飲食店等の利用について」（昭和56年環指第12号）等の通知が行われているところであるが、近時、盲導犬を伴う視覚障害者が公共施設、公共交通機関をはじめ、旅館、飲食店等の諸施設を利用しようとする機会が増えるにつれ、その利用を断られる等の事例も発生していると聞いている。については、これらの通知の趣旨を踏まえ、さらに関係各方面の理解と協力を得て円滑な受入れが行われるよう重ねて格段のご配慮をお願いするものである。

（参考1）関係各省庁から貴職または貴管下関係部（局）長等へ行われた通知

（参考2）関係各省庁から盲導犬を伴う視覚障害者が利用する公共交通機関等の団体へ行われた通知

（参考1）

国展宿舍等休養施設の管理運営について（昭和55年9月4日 環自施第344号）

（各都道府県主管部長あて 環境庁自然保護局施設整備課長通知）

国民宿舍及び国民保護センターの管理運営については、かねてより格別のご配慮を煩わしているところであります。国民宿舍等休養施設は、これまで家族連れ等を中心に広く国民に親しまれ、健全な保健休養施設として社会に大きく貢献してきたところであります。国民宿舍等休養施設が、国民の誰もが安心して利用しうる公共的施設で奉るという使命に鑑み、今後とも下記諸事項に留意するとともに、その旨管下関係市町村に対して特段のご指導を

煩わしい。

1 地震、火災等の災害時における防災利用客の避難誘導體制の強化及び従業員の訓練等について不断の努力をすること。特に、身体障害者の避難体制については、これらの人々の安全に十分配慮した防災施設の整備に努めること。

2 身体障害者等に対する利用料金の割引きについては、従来からご協力願っているところであるが、さらに加えて、これらの人々に対しては、より懇切丁寧な応接に心がけること。

3 盲導犬を伴った盲人の利用については、十分協力し、盲導犬を正しく理解するよう努めること。(別紙参照)

4. 以下略(別紙)

盲導犬について(財)東京盲導犬協会提供資料による

1 盲導犬は、シェパード、ラブラドル・レトリバー、ゴールデン・レトリバー等の種のうち、両親ともにおとなしい性質で盲導犬に適したものの子犬を出生の時より厳しく訓練し、しつけるので、他人にほえたり、かみついたりすることは決してありません。

2 盲導犬の世話は、すべて利用者が行いますので、犬小屋等の施設は全く必要ありません。

3 利用者が客室を使用する場合、盲導犬は、洋室の場合はベッドの脇に、和室の場合は踏み込みに待機させて下さい。

4 盲導犬の食事は利用者がドッグフード等を用意しているので、宿舎等は何も準備する必要はありません。

5 盲導犬は排泄についても厳しくしつけられており、宿舎等施設内を汚す心配はありませんが、万一、そのような事態が発生した場合は、その責任を利用者に求めてさしつかえありません。

6 盲導犬は、心理的には常に盲人を誘導するという仕事をしている状態にありますので、みだりに声をかけたり、口笛をふいたり、手を出したりしないで下さい。

7 盲導犬が体につけているハーネス(盲導犬用の胴輪)は、主人と犬との間で、言葉や気持ちをかわすために大切なものなので、他人が触れることは絶対にしないで下さい。

8 盲導犬に他人がみだりに食物を与えることは、折角のしつけがだめになるので絶対にしないで下さい。

9 盲導犬は、歩行指導を受けた盲人が、盲導犬使用者証を携帯し、かつ、白色又は黄色のハーネスをつけた犬と歩く時に盲導犬とみなされるので(道路交通法施行令第8条第2項)それ以外の場合は、盲導犬とは認められません。

10 盲導犬は、盲人が一般社会にとけこみ、明るく生きるために重要な役目を果たすものであるため、暖かい気持ちで見守って行く必要があります。

○盲導犬を伴う視覚障害者の旅館、飲食店等の利用について(昭和56年1月30日 環指第12号)(各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長あて)(厚生省環境衛生局指導課長・食品衛生課長通知)

旅館・飲食店等の環境衛生関係営業に対する監視指導については、種々御配慮を煩わしているところであるが、これら営業は国民の日常生活に深いかかわりを持ち、多数の公衆が利用するところとなっております。つきましては近時、盲導犬を伴う視覚障害者のこれら施設の利用の機会も多くなっていることにかんがみ、盲導犬については、道路交通法に基づき訓練を行う法人が指定されているなどいわゆるペット動物の帯同とは社会的役割を異にしていることについて十分留意され、関係方面の理解が深められるよう特段の御配慮をお願いします。(別紙参照)(別紙)

盲導犬について〔(財)東京盲導犬協会提供資料による〕

1 はじめに

盲導犬は、視覚障害者が一般社会にとけこみ、明るく生きるために重要な役割を果たすものであるため、暖かい気持ちで見守っていく必要があります。

2 盲導犬とは

(1)盲導犬は、歩行指導を受けた視覚障害者が、盲導犬使用者証を携帯し、かつ、白色又は黄色のハーネス(盲導犬用の胴輪)をつけた犬と歩く時に盲導犬とみなされるので(道路交通法施行令第8条第2項)、それ以外の場合、盲導犬とは認められません。

(2)盲導犬は、シェパード、ラブラドル・レトリバー、ゴールデン・レトリバー等の種のうち、両親ともにおとなしい性質で盲導犬に適したものの子犬を出生の時から厳しく訓練し、しつけるので、他人にほえたり、かみついたりすることは決してありません。

3 盲導犬の扱い方について

(1)盲導犬の世話は、すべて利用者が行うので、食事の用意や犬小屋等の施設の用意は全く必要としません。

(2)盲導犬は、心理的には常に視覚障害者を誘導するという仕事をしている状態にあるので、みだりに声をかけたり、口笛をふいたり、手を出したりしないで下さい。

(3)盲導犬が体につけているハーネスは、主人と犬との間で、言葉や気持ちを交わす車いす利用者及び盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車についてめに大切なものなので、他人が触れること絶対にしないで下さい。

(4)盲導犬に他人がみだりに食物を与えることは、折角のしつけがだめになるので絶対にしないで下さい。

(5)盲導犬は、排泄についても厳しくしつけられており、利用施設内を汚す心配はありませんが、万一そのような事態が発生した場合は、その責任を利用者に求めて差しつかえありません。

(6)盲導犬は、視覚障害者の第二の目としてその行動を助ける役割を果しますので、通常靴をはいたまま出入りできる施設の場合は、盲導犬を主人の座席の横にすわらせる等できるだけ主人に付き従わせることに御協力下さい。

○盲導犬を伴う視覚障害者の旅館、飲食店等の利用について(昭和56年1月30日 環指第12号) 厚生省環境衛生局指導課長、厚生省環境衛生局食品衛生課長から各都道府県、各政令市、各特別区衛生主管部(局)長宛

旅館、飲食店の等の環境衛生関係営業に対する監視指導については、種々ご配慮を煩わしているところであるが、これら営業は国民の日常生活に深いかわりを持ち、多数の公衆が利用するところとなっております。

つきましては近時、盲導犬を伴う視覚障害者のこれら施設の利用の機会も多くなっていることにかんがみ、盲導犬については、道路交通法に基づき訓練を行う法人が指定されているなどいわゆるペット動物の帯同とは社会的役割を異にしていることについて十分留意され、関係方面の理解が深められるよう特段の御配慮をお願いします。

資料 2

1-3) 介助犬受け入れに関して各企業の内規、マニュアル等の現状（聞き取り調査）

(1) 交通運輸関係の受け入れに關しての實際の適応

<航空>

A社 「介助犬受け入れに關する内規、マニュアル等について」

介助犬に關する調査について

1. 介助犬受け入れに關する内規、マニュアル等について

①介助犬の受け入れ状況

次の状況を鑑み、弊社と各々の介護犬所有者との間で覚書を締結した上、ご搭乗いただいております（平成11年9月現在、4頭の介助犬について締結）。

□「介助犬」については、公的機関が訓練し、認定するシステムが整備されていないため、愛玩動物（いわゆるペット）と区別することが些か困難である。

□標準化された訓練を受けていないことから個体差のある可能性が懸念される。

□社会的認知度について、盲導犬に比較すれば一般的に低いと考えられ、他のお客様からご理解を得られないケースも懸念される。

②内規、マニュアル等

前述の状況を踏まえた上で、ご搭乗時には基本的に「盲導犬に準じた」対応をするよう周知しております。

2. 今後の対応

現在のところ個別の対応をとっておりますが、公的機関による訓練、認定のシステムが整備されることにより、事前調整なしに盲導犬に準じたご搭乗が可能になるものと思料致します。

B社 「介助犬の機内持ち込みの条件」

2. 介助犬の機内持ち込みの条件

介助犬を機内へ持ち込む際には、障害のあるお客様本人の同伴を前提とし、以下の条件を充足することとする。

(1) 介助犬に求める条件

介助犬が当社及び他のお客様を含めた第三者に迷惑をかけないように、次の項目の全てを充足する訓練を受けていること。(必要な訓練を修了した旨の証明書等がある場合には、その写しを提出を依頼する。)

◇旅客本人が介助犬をコントロール出来る

◇旅客本人の指示を的確に理解し、行動できる

◇旅客本人の指示があるまでは、排便を我慢出来る

◇人、物に対して、過剰反応(*)を示さない

(対人) 人が手を差し出したとき

人が(食)物を与えた時

尾を踏まれた時

足を踏まれた時

人に(名前を)呼ばれた時

(対物) 設置物に対して

騒音に対して

水分に対して

臭気に対して

他の動物に対して

◇偶発的な事に対して、過剰反応(*)を起こさない

(*) 過剰反応とは、「吠える」「立ち上がる」「逃げる」「威嚇する」を示す。

(2) お客様に求める条件

◇旅客は、機内において介助犬が旅客の足元で一定の姿勢を保つよう、常時ロープ等で管理する。

◇旅客は、介助犬のための口輪を携帯し、係員からの要請があった場合には、介助犬に口輪を装着する。

◇旅客は、介助犬の輸出入に際し必要な書類等を用意する。(国際線の場合)

◇機内では、介助犬には水以外の物を与えない。

◇旅客は、介助犬の清潔を保ち、異臭を発生しないよう管理する。

旅客は、介助犬を適正に管理することとし、介助犬により、会社、及び第三者に損害が生じた場合には、旅客はその一切の責に任ずる。

B社 障害者が介助犬を伴い列車に乗車する場合の取扱方等（平成 11 年 9 月 10 日
営達第 35 号）

1 対象となるお客様及び介助犬

主として肢体障害を有し車椅子生活を送るお客様（以下「障害者」という。）及び障害者の介助を目的として訓練された犬（以下「介助犬」という。）を対象とする。対象となるお客様及び介助犬は営業本部長が承認し、承認した対象となるお客様及び介助犬は、別途指示する。

（注）承認した対象となるお客様に対しては、別紙 1 に定める持ち込み承認通知書を 交付する。

2 乗車できる範囲
当社管内の全線

3 取扱条件

前項に定める対象となるお客様及び介助犬に対して、次の各号に定める条件をすべて具備する場合に限り、列車への乗車の取扱いを行う。

（1）対象となるお客様の希望する列車が、運輸上の支障を生ずるおそれがないこと。（2）介助犬に以下の内容を表示している「IDカード（「別紙 2」様式例参照）」を 付けていること。

- ① 「介助犬」であること及び介助犬として認定済みであること
- ② 介助犬認定番号
- ③ 狂犬病予防注射の接種年月日（別に証明証等を所持する場合を除く。）
- ④ 狂犬病予防法第 4 条に定める登録番号
- ⑤ 犬名
- ⑥ 使用者名、使用者住所、電話番号
- ⑦ トレーナー名

（3）対象となるお客様が、持ち込み承認通知書の写しを携帯していること。

（4）介助犬には犬を制御することのできる引具（リーグ等）を必ず着用していること。（注 1）対象となるお客様の旅行開始時において、駅係員等は第 2 号の取扱条件 について確認を行うこととし、取扱条件を具備していないと認められる場合 は、介助犬の持ち込みを拒絶することができる。

（注 2）対象となるお客様の旅行開始後、介助犬に起因する事故、紛争等が発生 した場合又は運行不能等運輸上の支障が乗じた場合は、当該事象が発生した 時点から直ちに介助犬の施設からの退去を要請することができる。

4 駅係員等の報告

駅係員等は、次の場合には速やかに鉄道事業本部・支社支店の制度担当箇所を通じて営業本部企画課制度係まで報告するものとする。

- ア 介助犬に起因する事故、紛争等が生じた場合
- イ その他不都合が生じた場合

5 その他

（1）全各項の取扱いは、規第 308 条第 3 号に定める盲導犬に準じて取り扱うこととする。

（2）対象となるお客様が車椅子を使用する場合の取扱いについては、この

標準のほか車椅子を使用する身体障害者に関する一般の規定による。

(3) 上記以外の取扱いについては、旅客営業に関する一般の規定による。

附則 この営達は、平成 11 年 11 月 15 日より施行する。

別 紙 2

I Dカードの様式例

(裏)

介 助 犬 印	
介助犬を育てる会	認定犬 No 0001
狂犬病予防注射	平成 年 月 日 満
登録番号	号
犬 名	
使用者名	
使用者住所	
電話番号	
緊急連絡先	京都市北区栄竹上保町48-3
	介助犬を育てる会 事務局
電話番号	075-495-0419
トレーナー名	

下地 紫色

文字 黄色

<店舗関係>

A社：業務部において受け容れに関する基準や対応の方法
業務部

◆介助犬、盲導犬、聴導犬を同伴のお客様は、インフォメーションセンターにて、条件の確認を行います。

- ・犬の種類
- ・犬を同伴しての入店の条件
- ・対応の仕方
- ・従業員のお手伝い

介助犬

- ・次のものを犬に取付けている
 - (一) 畜犬登録済の鑑札
 - (二) 狂犬病予防接種注射済票
 - (三) 介助犬と明記されたもの
- ・引き具または胴輪をつけていること
- ・適切に健康管理されていること
- ・介助犬、盲導犬、聴導犬とお申出があれば1階インフォメーションセンター（地階インフォメーション）へご案内します
- ・お買物の申し出のある時
フォメーションにてお買物のご予定を伺い、該当階のインフォメーションにご案内する
- *（次の売場に関しては、お客様の自立心を尊重しながらも、他の客様に配慮し、介助犬の代わりに従業員が手伝う）ダイエー
該当階の販売指導課にて、お手伝いする
複数階にまたがる場合は、各階のリレー方式でお手伝い
- ・同伴の方の介護がある時対応は不要

盲導犬

- ・盲導犬を示すハーネス（胴輪）を着用させている（白色or黄色）

聴導犬

- ・次のものを犬に取付けている
 - (一) 畜犬登録済の鑑札
 - (二) 狂犬病予防接種注射済票
 - (三) 聴導犬と明記されたもの
- ・引き具または胴輪をつけていること（オレンジ色）
- ・適切に健康管理されていること

同 上

ペット

- ・キャリーバッグに入れている
食品、食堂以外は入店可
- ・それ以外は入店不可

対応は不要

★介助犬、盲導犬、聴導犬の同伴の場合は、店内の全ての売場（食品・食堂を含む）に行くことができます。

手足に不自由のある方の自立と社会参加を支援していくことは、百貨店業の使命でもあります。

【介助犬とは】

手足に不自由のある方の日常生活を助けるためにトレーニングされた犬のことです。

【介助犬同伴のお客様の入店が可能な場合】

他のお客様の不安を招かないよう次のような条件を設定いたします。

◇介助犬とお申出のあった場合。

- ・次のものを犬に取付けていること。
 - (一) 畜犬登録済みの鑑札
 - (二) 狂犬病予防法による予防接種済みの注射済票
 - (三) 介助犬と明記されたもの
- ・犬に引き具または胴輪（ハーネス）を着用させていること。
- ・犬が適切に健康管理をされていること。

(注) 介助犬とお申出のあった場合は、1階インフォメーションセンターにご案内してください。

なお、盲導犬と同様に、店内の全ての売場（食品・食堂を含む）に行くことができます。

【お買物時の従業員のお手伝いについて】

お客様の自立心を尊重するも、他のお客様への配慮は欠かせず、また犬がくわえることにより犬の唾液によって商品価値が損なわれることを防止するため、従業員が介助犬に代ってお客様のお手伝いをするものとする。(盲導犬同伴のお客様と同じ対応をします。)

介助犬とお申出があれば、1階のインフォメーションセンターにご案内する。

(地階出入口からご来店の場合は、地階のインフォメーションにて対応する。)

インフォメーションで、介助犬の条件を確認いたします。

インフォメーションにて、お買物のご予定を伺い、該当階のインフォメーションへご案内する。

数階にまたがる場合は、各階の販売指導課がリレー方式でお手伝いをする。

但し、同伴者の介助があったり、同伴者がなくともお買物のない場合は、お手伝いは不要ですが、インフォメーションセンターで介助犬の確認をいたします。

【入店をお断りする場合】

介助犬に以下のケースがあった場合、お客様に申し出をし、改善されるまで入店を

お断りする。

上記の入店の条件に当てはまらない場合。

他のお客様に危害を与えたり、吠えたり、店内で排泄する行為などが会った場合。

従業員のお手伝いなしに、介助犬に陳列商品をくわえさせたりされた場合。

ただし、お買上げが決まったものは除く。

その他、公衆衛生上問題がある場合

○盲導犬を伴う視覚障害者の旅館、飲食店等の
利用について

(平成元年6月5日 社更第82号)

(各都道府県知事・指定都市市長あて 厚生省社会局長通知)

視覚障害者の社会参加については、かねてより、盲人安全つえの交付、ガイドヘルパーの派遣等とともに、盲導犬育成事業の推進につき種々ご配慮を煩わせているところである。

盲導犬については、視覚障害者の移動を助ける役割を担っていることはもちろん、その訓練に当たっては、排泄等についても厳しくしつけられており、その衛生上、安全上等の問題においてもいわゆるペット動物の帯同とは異なること等について、既に貴管下関係部(局)長に対し、「盲導犬を伴う視覚障害者の旅館、飲食店等の利用について」(昭和56年環指第12号)等の通知が行われているところであるが、近時、盲導犬を伴う視覚障害者が公共施設、公共交通機関をはじめ、旅館、飲食店等の諸施設を利用しようとする機会が増えるにつれ、その利用を断られる等の事例も発生していると聞いている。

については、これらの通知の趣旨を踏まえ、さらに関係各方面の理解と協力を得て円滑な受入れが行われるよう重ねて格段のご配慮をお願いするものである。

(参考1) 関係各省庁から貴職または貴管下関係部(局)長等へ行われた通知

(参考2) 関係各省庁から盲導犬を伴う視覚障害者が利用する公共交通機関等の団体へ行われた通知

(参考1)

○国展宿舍等休養施設の管理運営について

(昭和55年9月4日 環自施第344号)

(各都道府県主管部長あて 環境庁自然保護局施設整備課長通知)

国民宿舍及び国民保護センターの管理運営については、かねてより格別のご配慮を煩わしているところであります。

国民宿舍等休養施設は、これまで家族連れ等を中心に広く国民に親しまれ、健全な保健休養施設として社会に大きく貢献してきたところでありますが、国民宿舍等休養施設が、国民の誰もが安心して利用しうる公共的施設で奉るという使命に鑑み、今後とも下記諸事項に留意するとともに、その旨管下関係市町村に対して特段のご指導を煩わしたい。

1 地震、火災等の災害時における防災利用客の避難誘導體制の強化及び従業員の訓練等について不断の努力をすること。

特に、身体障害者の避難体制については、これらの人々の安全に十分配慮した防災施設の整備に努めること。

2 身体障害者等に対する利用料金の割引きについては、従来からご協力願っているところであるが、さらに加えて、これらの人々に対しては、より懇切丁寧な応接に心がけること。

3 盲導犬を伴った盲人の利用については、十分協力し、盲導犬を正しく理解するよう努めること。(別紙参照)

4.以下略

(別紙)

盲導犬について(財)東京盲導犬協会提供資料による

1 盲導犬は、シェパード、ラブラドル・レトリバー、ゴールデン・レトリバー等の種のうち、両親ともにおとなしい性質で盲導犬に適したものの子犬を出生の時より厳しく訓練し、しつけるので、他人にほえたり、かみついたりすることは決してありません。

2 盲導犬の世話は、すべて利用者が行いますので、犬小屋等の施設は全く必要ありません。

3 利用者が客室を使用する場合、盲導犬は、洋室の場合はベッドの脇に、和室の場合は踏み込みに待機させて下さい。

4 盲導犬の食事は利用者がドッグフード等を用意しているので、宿舎等は何も準備する必要はありません。

5 盲導犬は排泄についても厳しくしつけられており、宿舎等施設内を汚す心配はありませんが、万一、そのような事態が発生した場合は、その責任を利用者に求めてさしつかえありません。

6 盲導犬は、心理的には常に盲人を誘導するという仕事をしている状態にありますので、みだりに声をかけたり、口笛をふいたり、手を出したりしないで下さい。

7 盲導犬が体につけているハーネス(盲導犬用の胴輪)は、主人と犬との間で、言葉や気持ちをかわすために大切なものなので、他人が触れることは絶対にしないで下さい。

8 盲導犬に他人がみだりに食物を与えることは、折角のしつけがだめになるので絶対にしないで下さい。

9 盲導犬は、歩行指導を受けた盲人が、盲導犬使用者証を携帯し、かつ、白色又は黄色のハーネスをつけた犬と歩く時に盲導犬とみなされるので(道路交通法施行令第8条第2項)それ以外の場合は、盲導犬とは認められません。

10 盲導犬は、盲人が一般社会にとけこみ、明るく生きるために重要な役目を果たすものであるため、暖かい気持ちで見守って行く必要があります。

○盲導犬を伴う視覚障害者の旅館、飲食店等の利用について

(昭和56年1月30日 環指第12号)

(各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長あて)

(厚生省環境衛生局指導課長・食品衛生課長通知)

旅館・飲食店等の環境衛生関係営業に対する監視指導については、種々御配慮を煩わしているところであるが、これら営業は国民の日常生活に深いかかわりを持ち、多数の公衆が利用するところとなっております。

つきましては近時、盲導犬を伴う視覚障害者のこれら施設の利用の機会も多くなっていることにかんがみ、盲導犬については、道路交通法に基づき訓練を行う法人が指定されているなどいわゆるペット動物の帯同とは社会的役割を異にしていることについて十分留意され、関係方面の理解が深められるよう特段の御配慮をお願いします。(別紙参照)

(別紙)

盲導犬について

〔(財)東京盲導犬協会提供資料による〕

1 はじめに

盲導犬は、視覚障害者が一般社会にとけこみ、明るく生きるために重要な役割を果たすものであるため、暖かい気持ちで見守っていく必要があります。

2 盲導犬とは

(1)盲導犬は、歩行指導を受けた視覚障害者が、盲導犬使用者証を携帯し、かつ、白色又は黄色のハーネス(盲導犬用の胴輪)をつけた犬と歩く時に盲導犬とみなされるので(道路交通法施行令第8条第2項)、それ以外の場合は、盲導犬とは認められません。

(2)盲導犬は、シェパード、ラブラドル・レトリバー、ゴールデン・レトリバー等の種のうち、両親ともにおとなしい性質で盲導犬に適したものの子犬を出生の時から厳しく訓練し、しつけるので、他人にほえたり、かみついたりすることは決してありません。

3 盲導犬の扱い方について

(1)盲導犬の世話は、すべて利用者が行うので、食事の用意や犬小屋等の施設の用意は全く必要としません。

(2)盲導犬は、心理的には常に視覚障害者を誘導するという仕事をしている状態にあるので、みだりに声をかけたり、口笛をふいたり、手を出したりしないで下さい。

(3)盲導犬が体につけているハーネスは、主人と犬との間で、言葉や気持ちを交わすた車いす利用者及び盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車についてめに大切なものなので、他人が触れること絶対にしないで下さい。

(4)盲導犬に他人がみだりに食物を与えることは、折角のしつけがだめになるので絶対にしないで下さい。

(5)盲導犬は、排泄についても厳しくしつけられており、利用施設内を汚す心配はありませんが、万一そのような事態が発生した場合は、その責任を利用者に求めて差しつかえありません。

(6)盲導犬は、視覚障害者の第二の目としてその行動を助ける役割を果たしますので、通常靴をはいたまま出入りできる施設の場合は、盲導犬を主人の座席の横にすわらせる等できるだけ主人に付き従わせることに御協力下さい。

○車いす利用者及び盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について

(昭和53年4月10日 社更第38号の1)

(各都道府県知事、指定都市市長あて)

(厚生省社会局長、厚生省自動家庭局長通知)

標記について、今般、別添(写)のとおり運輸省自動車局長から社団法人日本バス協会会長あて通知されたので、御了知あります。

なお、今回の措置によって、かねてより車いす利用者及び盲導犬を連れた盲人から要望されていた乗合バス乗車が実現することになるものであるが、これが円滑に実施されるた

めには、国民一般の理解と協力はもとより、当該身体障害者自身の自覚も必要であるので、貴職におかれても、本件の趣旨について管下の関係機関、身体障害(児)者団体等への周知徹底方御配意願いたい。

車いす利用者の乗合バス乗車について

(昭和 53 年 3 月 27 日 自車第 286 号の 2、自旅第 104 号の 2)

(社団法人日本バス協会会長あて 運輸省自動車局長通知)

標記については、安全かつ円滑な実施を確保するため、実車試験を行う等貴協会の協力を得て関係者間で協議を行ってきた結果、当面、下記のような基準で実施することが適当であると結論に達しましたので、関係者すべての理解と協力を得てその円滑な実施を図るよう、貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いいたします。

なお、バス車両の改善等長期的対策については、さらに関係者間で協議していくこととしているので、貴協会におかれても必要な検討を進められるようお願いいたします。

記

1 車いすを折りたたまずに乗車できる車両は、無理なく乗降できる幅(有効幅概ね 80 cm 以上)の乗降口を有し、車内において通路、非常口等をふさぐおそ身孔のない車両としステッカー等により明示すること。

2 乗降等に必要な介護者が同伴していること。

3 車内において通路等をふさぐおそれのない固定場所を車両ごとにあらかじめ定めておくこと。

4 車いすを固定するためのバンド等を車内に備えておくこと。

5 車いすは、車内では固定場所においてブレーキをかけた上、バンド等により固定することとし、狭い車両については、車いすを折りたたんで乗降することとし、車内においては、原則として座席を使用すること。

7 車内放送、掲示等により安全かつ円滑な輸送の確保について周知徹底に努めること。

盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について

(昭和 53 年 3 月 27 日 自旅第 105 号の 2)

(社団法人日本バス協会会長あて 運輸省自動車局長通知)

標記については、安全かつ円滑な実施を確保するため、貴協会の協力を得て関係者間で協議を行ってきた結果、今後下記のような基準で運用することが適当であるとの結論に達しましたので、関係者すべての理解と協力を得てその円滑な実施を図るよう、貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いいたします。

記

1 盲導犬であることの証明書を携帯し、盲導犬にハーネスを装着していること。

2 車内では一般乗客の乗降等に支障のない場所に着席すること。

3 当該路線に常時乗車していること等により一般乗客の理解が得られている場合以外は、原則として盲導犬に口輪を装着すること。

4 社内放送、掲示等により安全かつ円滑な輸送の確保について周知徹底に努めること。

注 昭和 53 年 3 月 27 日自旅第 105 号 2 運輸省自動車局長通知は、昭和 61 年 3 月 31 日を持って廃止され、現在標記については昭和 61 年 2 月 19 日付け地第 22 号の 2 により運用されている。

(参考2を参照)。

(参考2)

○盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について

(昭和61年2月19日 地自第22号の2)

(社団法人日本バス協会会長あて 運輸省地域交通局長通知)

標記については、昭和53年3月27日付け自旅第105号の2に基づき、貴協会の理解と協力を得てその円滑な実施が図られているところであるが、盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車の機会が多くなっていることに鑑み、今後下記の基準で運用することとしたので、この取扱について円滑な実施を図るとともに、盲人の乗合バス乗車について車内放送、指示等により安全かつ円滑な輸送の確保について周知徹底されるようお願いいたします。

記

I 取扱い基準

- 1 盲導犬であることの証明書及び口輪を擁持し、盲導犬はハーネスを装着していること。
- 2 車内では一般乗客の乗降等に支障のない場所に着席すること。
- 3 盲導犬には口輪の装着を必要としないこと。但し、車内混雑時等一般乗客の理解が得られない場合は、必要に応じ、装着を求めること。

II 実施時期等

- 1 本件取扱いは、昭和61年4月1日から実施する。
- 2 昭和53年3月27日付け自旅第105号の2「盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について」は昭和61年3月31日をもって廃止する。

○盲導犬を伴う視覚障害者の旅館、飲食店等の利用について

(昭和56年1月30日

環指第12号)

厚生省環境衛生局指導課長、厚生省環境衛生局食品衛生課長から各都道府県、各政令市、各特別区衛生主管部(局)長宛

旅館、飲食店の等の環境衛生関係営業に対する監視指導については、種々ご配慮を煩わしているところであるが、これら営業は国民の日常生活に深いかかわりを持ち、多数の公衆が利用するところとなっております。

つきましては近時、盲導犬を伴う視覚障害者のこれら施設の利用の機会も多くなっていることにかんがみ、盲導犬については、道路交通法に基づき訓練を行う法人が指定されているなどいわゆるペット動物の帯同とは社会的役割を異にしていることについて十分留意され、関係方面の理解が深められるよう特段の御配慮をお願いします。(別紙参照)